

## 1. 産業廃棄物処理施設の設置状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成23年度実績）による〕

## (1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、64 政令市  
 ②調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数

## (2) 調査結果の概要

平成24年4月1日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数は、全体で20,870施設（前年度21,194施設）となっており、前年度より324施設（前年度比約1.5%）減少している。（表1-1参照）

表1-1 産業廃棄物の処理施設数

区 分	施設数 (平成24年4月1日現在)		平成23年度分		
			新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設	18,880	(19,147)	437	134	585
汚泥の脱水施設	3,208	(3,383)	25	8	166
汚泥の乾燥施設（機械）	245	(246)	8	5	3
汚泥の乾燥施設（天日）	99	(89)	0	2	5
汚泥の焼却施設	631	(666)	11	5	34
廃油の油水分離施設	247	(265)	4	0	14
廃油の焼却施設	694	(675)	10	5	35
廃酸・廃アルカリの中和施設	136	(138)	1	1	2
廃プラスチック類の破碎施設	1,792	(1,777)	82	33	35
廃プラスチック類の焼却施設	820	(899)	11	5	55
木くず又はがれき類の破碎施設	9,457	(9,365)	269	64	148
コンクリート固型化施設	33	(34)	2	0	3
水銀を含む汚泥のばい焼施設	10	(8)	0	0	0
シアン化合物の分解施設	130	(135)	1	1	7
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設	16	(16)	0	0	0
PCB廃棄物の焼却施設	1	(2)	0	0	1
PCB廃棄物の分解施設	18	(17)	2	0	1
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	13	(12)	0	0	0
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,330	(1,420)	11	5	76
最終処分場	1,990	(2,047)	11	28	72
遮断型処分場	25	(25)	0	0	7
安定型処分場	1,201	(1,244)	8	14	48
管理型処分場	764	(778)	3	14	17
合計	20,870	(21,194)	448	162	657

注) 1. ( )内は前年度の調査結果

### ①中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 18,880 施設となっており、前年度との比較では 267 施設（前年度比 1.4%）の減少となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破碎施設が 50%、汚泥の脱水施設が 16%、廃プラスチック類の破碎施設が 9%であった。

新規に許可を受けた木くず又はがれき類の破碎施設は 269 施設あり、新規に許可を受けた施設の半分以上を占めている。また、新規に許可を受けた焼却施設は 32 施設であり、前年度と比べて増減はなかった。（経年変化は図 1-1 参照）

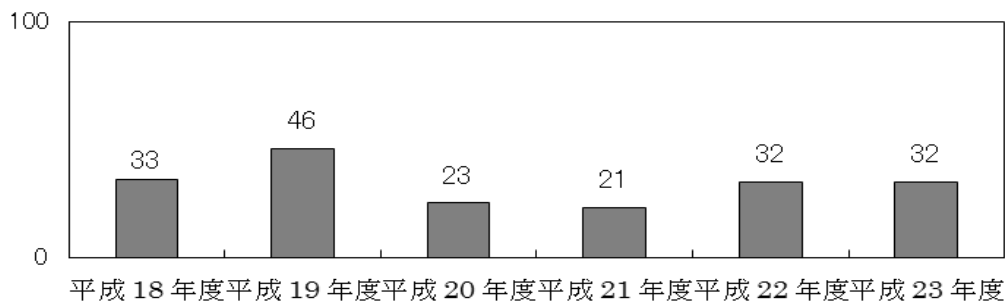
### ②最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 1,990 施設となっており、前年度との比較では 57 施設の減少となっている。

新規に許可を受けた最終処分場は 11 施設であり、前年度と比べて 13 施設減少となった。（経年変化は図 1-2 参照）

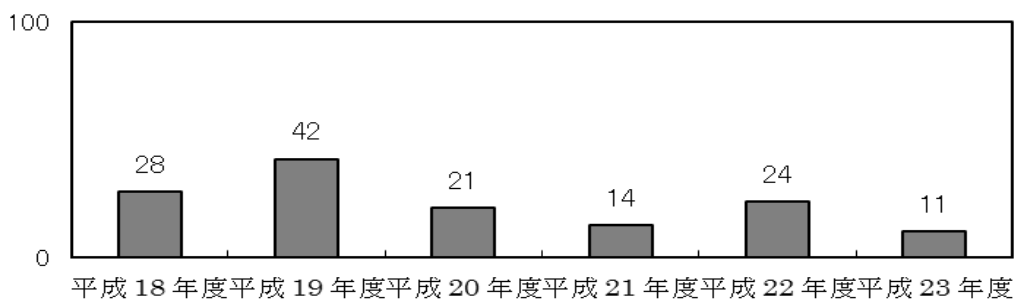
（参考）産業廃棄物処理施設の新規許可件数推移

図 1-1 焼却施設の新規許可件数



注) 焼却施設については「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も施設数で 1 としているため、表 1-1 の数値とは一致しない。

図 1-2 最終処分場の新規許可件数



## 2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成 23 年度実績）による〕

### (1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、64 政令市
- ②調査内容 産業廃棄物処理業の許可件数

### (2) 調査結果の概要

#### ①産業廃棄物処理業の許可の状況

平成 24 年 4 月 1 日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より 77,739 件減少し、211,062 件となっている。特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より 8,946 件減少し、22,868 件であった。

処理業許可件数が大幅に減少したのは、平成 22 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可が合理化されたことが主な原因である。

(図 2-1、表 2-1 参照)

図 2-1 許可件数の経年変化

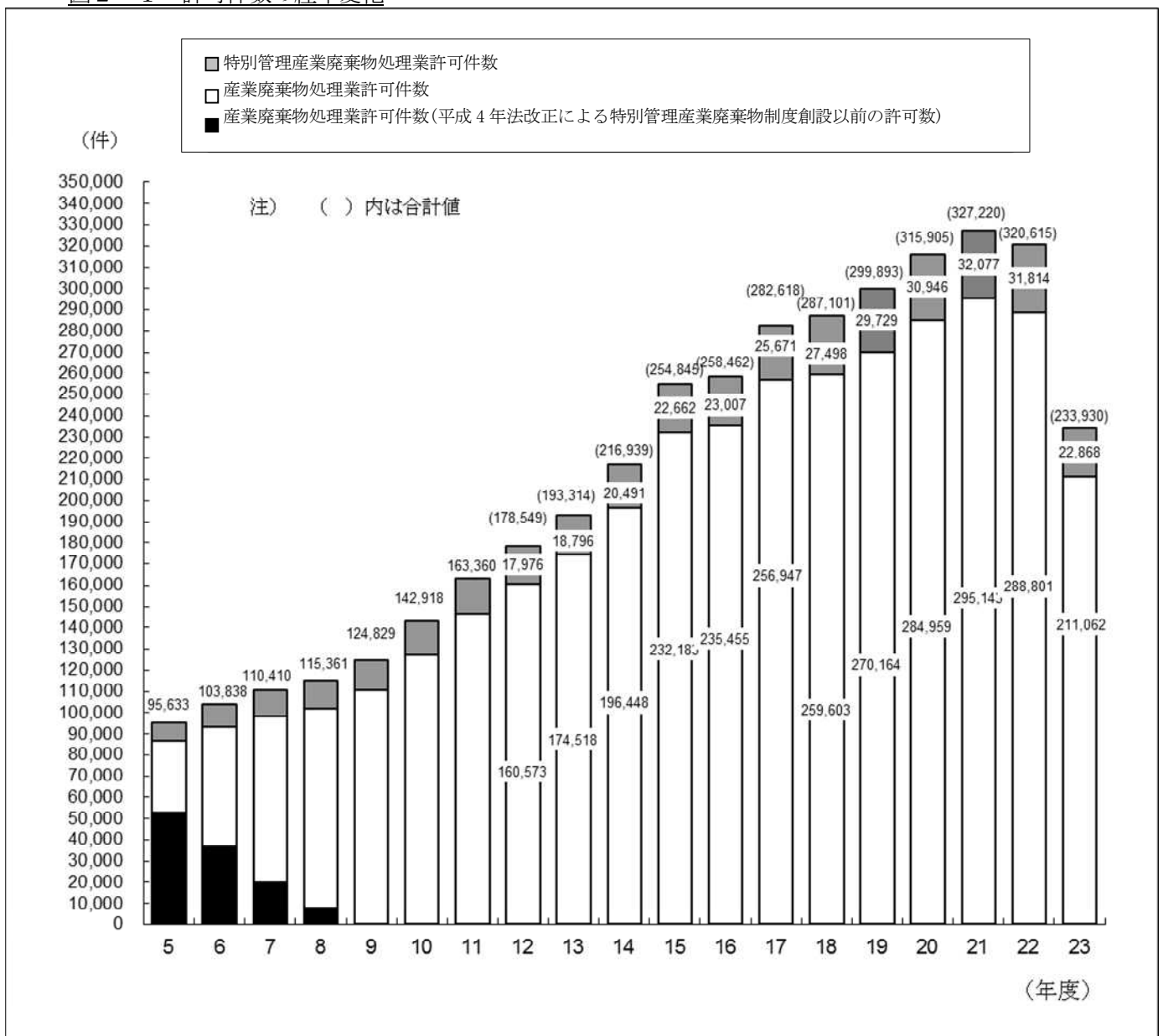


表 2-1 産業廃棄物処理業の許可件数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

許 可 件 数		合 計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
211,062	22,868	233,930

（内 訳）

（ア）産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 24 年 4 月 1 日現在)	平 成 23 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	197,524 ( 274,899)	14,786 ( 15,567)	23,242 ( 36,252)
積替あり	8,648 ( 8,571)	340 ( 166)	1,605 ( 1,418)
積替なし	188,876 ( 266,328)	14,446 ( 15,401)	21,637 ( 34,834)
処 分 業	13,538 ( 13,902)	377 ( 495)	2,252 ( 2,270)
中間処理のみ	12,585 ( 12,878)	354 ( 479)	2,094 ( 2,109)
最終処分のみ	352 ( 401)	12 ( 11)	51 ( 61)
中間・最終	601 ( 623)	11 ( 5)	107 ( 100)
合 計	211,062 ( 288,801)	15,163 ( 16,062)	25,494 ( 38,522)

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 24 年 4 月 1 日現在)	平 成 23 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	22,004 ( 30,921)	1,415 ( 1,268)	2,174 ( 3,063)
積替あり	1,197 ( 1,148)	41 ( 23)	125 ( 136)
積替なし	20,807 ( 29,773)	1,374 ( 1,245)	2,049 ( 2,927)
処 分 業	864 ( 893)	21 ( 34)	85 ( 86)
中間処理のみ	784 ( 815)	17 ( 28)	76 ( 79)
最終処分のみ	52 ( 54)	3 ( 4)	6 ( 4)
中間・最終	28 ( 24)	1 ( 2)	3 ( 3)
合 計	22,868 ( 31,814)	1,436 ( 1,302)	2,259 ( 3,149)

- 注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。  
 2. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

（ウ）都道府県・政令市等の収集運搬業（積替なし）の許可件数

許 可 件 数 (平成24年4月1日現在)			合 計
	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
全国計	188,876 (266,328)	20,807 (29,773)	209,683 (296,101)
都道府県計	150,168 (143,804)	15,368 (14,879)	165,536 (158,683)
政令市等計	38,708 (122,524)	5,439 (14,894)	44,147 (137,418)

- 注) 1. 都道府県・政令市等の収集運搬業(積替なし)の許可件数である。  
2. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。  
3. ( )内は、前年度の調査結果である。

### ③産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成23年度における産業廃棄物処理業の廃止(一部廃止を除く)の届出件数は合計2,732件であった。(表2-2参照)

表2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数(平成23年度)

廃止届出件数		合 計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
2,378	354	2,732

(内 訳)

	産 業 廃 棄 物	特別管理産業廃棄物
収 集 運 搬 業	2,155 ( 3,267)	334 ( 389)
積替あり	143 ( 101)	11 ( 10)
積替なし	2,012 ( 3,166)	323 ( 379)
処 分 業	223 ( 269)	20 ( 17)
中間処理のみ	199 ( 251)	19 ( 16)
最終処分のみ	22 ( 11)	1 ( 1)
中間・最終	2 ( 7)	0 ( 0)
合 計	2,378 ( 3,536)	354 ( 406)

- 注) 1. ( )内は、前年度の調査結果である。

### 3. 行政処分等について

[産業廃棄物行政組織等調査（平成23年度実績）による]

#### (1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、64 政令市
- ②調査内容 行政処分等

#### (2) 調査結果の概要

平成23年度における法第18条の報告徴収は9,570件（前年度13,779件）、法第19条の立入検査件数は、183,832件（前年度182,544件）であった。

また、平成23年度における行政処分については、法第14条の3の2（産業廃棄物処理業の許可取消し）と法第14条の3による処分（産業廃棄物処理業の停止処分）の合計は334件（前年度818件）、法第14条の6による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は15件（同46件）、法第15条の3による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し）と法第15条の2の7による処分（産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令）の合計は43件（同53件）、法第19条の3の命令（改善命令）は37件（同38件）、法第19条の5の命令（措置命令）は13件（同30件）、法第19条の6の命令（措置命令）は0件（同0件）であった。（表3-1参照）

表3-1 行政処分等の件数（平成23年度）

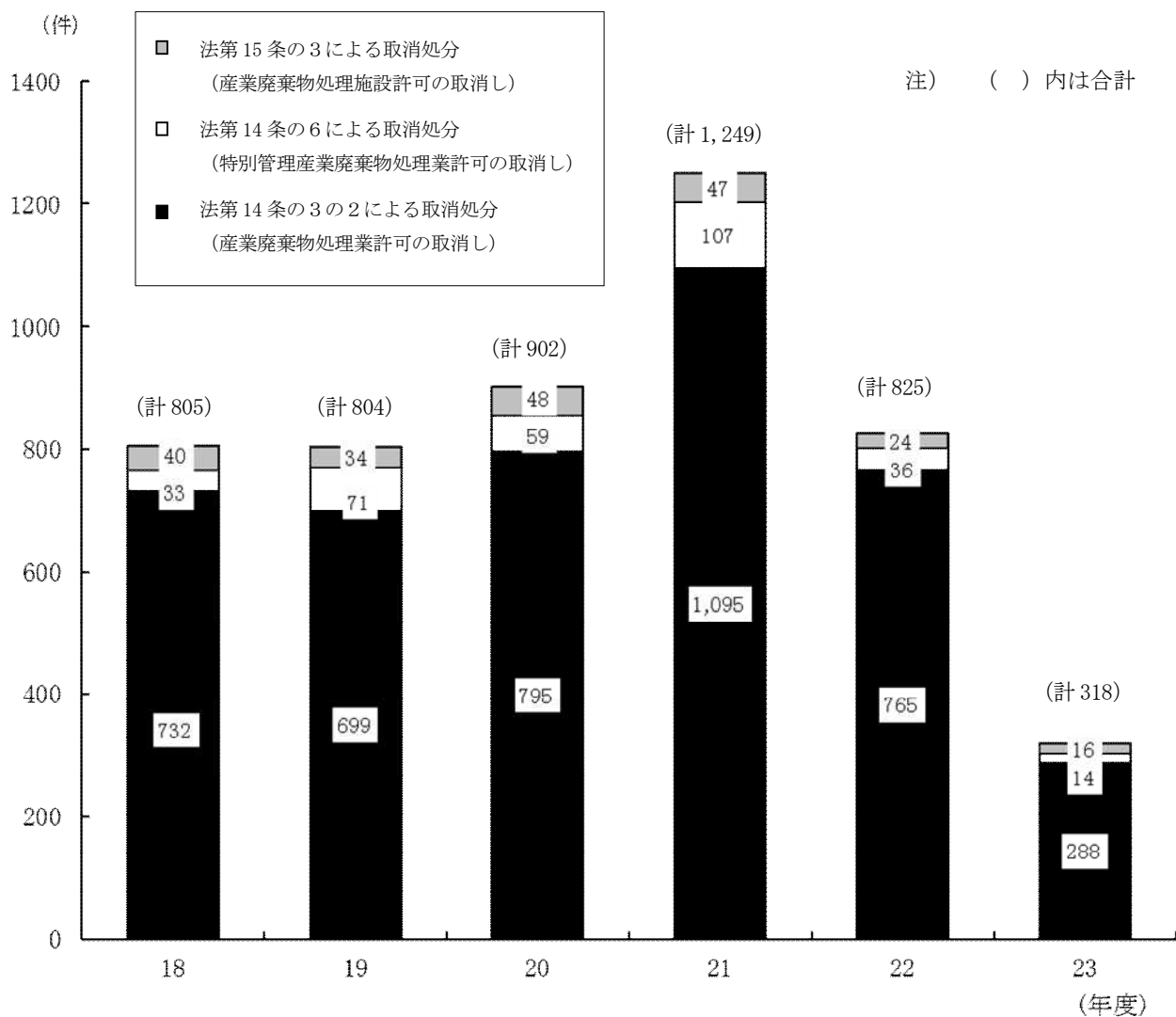
処分等の内容			件数		
立入検査等	法第18条の報告徴収		9,570	(13,779)	
	法第19条の立入検査		183,832	(182,544)	
管理票に関する 行政指導	法第12条の6の勧告		8	(50)	
	法第12条の6に係る指導		185	(182)	
行政処分	処理業	(産業廃棄物処理業)		334	(818)
		法第14条の3の2の処分	許可の取消し	288	(765)
		法第14条の3の処分	全部停止	42	(50)
			一部停止	4	(3)
		(特別管理産業廃棄物処理業)		15	(46)
		法第14条の6の処分	許可の取消し	14	(36)
			全部停止	1	(10)
	一部停止		0	(0)	
	処理施設	(産業廃棄物処理施設)		43	(53)
		法第15条の3の処分	許可の取消し	16	(24)
		法第15条の2の7の処分	改善命令	14	(14)
			停止命令	13	(15)
		事業者等	法第19条の3による処分	改善命令	37
法第19条の5による処分	措置命令		13	(30)	
法第19条の6による処分	措置命令		0	(0)	

注) 1. ( )内は、前年度の調査結果である。

【参考資料】

a) 取消処分 の 推移

図 3—1 取消処分件数の経年変化



注) 1. 平成23年度の数值は、都道府県及び政令市に対し23年4月から平成24年3月末までの実績を調査した結果である。

b) 産業廃棄物の許可施設数の推移

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
中間処理施設	19,284	19,931	20,613	19,164	19,076	19,444	19,345	19,320	19,147	18,880
汚泥の脱水施設	6,646	6,690	6,666	4,810	4,221	3,935	3,774	3,532	3,383	3,208
汚泥の乾燥施設（機械）	242	236	238	242	248	245	244	243	246	245
汚泥の乾燥施設（天日）	84	82	78	73	74	71	70	67	89	99
汚泥の焼却施設	644	650	654	679	691	696	683	680	666	631
廃油の油水分離施設	261	264	265	256	253	258	260	258	265	247
廃油の焼却施設	629	639	635	639	668	691	699	680	675	694
廃酸・廃アルカリの中和施設	196	200	200	186	182	167	149	142	138	136
廃プラスチック類の破砕施設	832	958	1,161	1,286	1,411	1,575	1,649	1,738	1,777	1,792
廃プラスチック類の焼却施設	1,125	1,069	1,076	1,052	1,009	980	983	956	899	820
木くず又はがれき類の破砕施設	6,684	7,248	7,765	8,135	8,529	9,061	9,056	9,283	9,365	9,457
コンクリート固型化施設	44	44	43	40	37	36	36	35	34	33
水銀を含む汚泥のばい焼施設	6	7	8	8	8	8	8	8	8	10
シアン化合物の分解施設	230	225	216	194	182	177	161	151	135	130
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の 溶融施設	—	—	—	—	—	—	14	16	16	16
PCB 廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
PCB 廃棄物の分解施設	13	15	18	16	17	20	19	17	17	18
PCB 廃棄物の洗浄施設	5	7	13	16	13	13	11	11	12	13
その他の焼却施設	1,643	1,597	1,577	1,532	1,533	1,511	1,529	1,503	1,420	1,330
最終処分場	2,641	2,490	2,478	2,335	2,205	2,253	2,199	2,157	2,047	1,990
遮断型処分場	39	35	33	33	33	32	32	32	25	25
安定型処分場	1,632	1,494	1,484	1,413	1,382	1,361	1,326	1,283	1,244	1,201
管理型処分場	970	961	961	889	880	860	841	842	778	764
合計	21,925	22,421	23,091	21,499	21,281	21,697	21,544	21,477	21,194	20,870



c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況（平成24年4月1日現在）

都 道 府 県	中間処理施設	うち焼却施設	最終処分場
北海道	1,347	147	336
青森県	484	81	18
岩手県	438	52	37
宮城県	376	35	26
秋田県	299	38	23
山形県	315	67	23
福島県	382	115	71
茨城県	353	125	44
栃木県	307	69	16
群馬県	412	78	33
埼玉県	575	132	3
千葉県	555	144	35
東京都	272	26	5
神奈川県	613	147	15
新潟県	627	132	34
富山県	520	100	33
石川県	176	29	22
福井県	150	54	10
山梨県	138	19	4
長野県	468	70	33
岐阜県	288	74	22
静岡県	933	183	197
愛知県	997	164	110
三重県	544	85	33
滋賀県	189	34	31
京都府	177	29	14
大阪府	303	79	10
兵庫県	613	140	46
奈良県	73	13	14
和歌山県	174	22	8
鳥取県	157	23	13
島根県	207	21	22
岡山県	459	103	41
広島県	505	141	94
山口県	478	116	79
徳島県	183	33	8
香川県	181	23	37
愛媛県	523	96	41
高知県	164	25	14
福岡県	761	127	64
佐賀県	234	41	45
長崎県	354	50	18
熊本県	359	40	37
大分県	312	58	50
宮崎県	294	39	65
鹿児島県	432	38	33
沖縄県	179	18	23
全国計	18,880	3,475	1,990

d) 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
法第18条 報告徴収	40,576	34,621	35,349	33,582	23,425	13,866	15,786	13,777	13,779	9,570
法第19条 立入検査	119,043	129,753	125,332	161,203	180,291	196,144	198,326	198,697	182,544	183,832
法第12条の6 勸告	1	0	31	22	6	5	14	1	50	8
法第14条の3の2 許可の取消し	312	607	884	722	732	699	795	1,095	765	288
法第14条の3 停止命令	91	87	72	88	77	72	66	67	53	46
法第14条の6 許可の取消し	49	26	40	33	33	71	59	107	36	14
法第14条の6 停止命令	16	11	9	9	18	6	11	8	10	1
法第15条の3 許可取消し	37	33	21	42	40	34	48	47	24	16
法第15条の2の7 改善命令	80	63	44	38	22	17	24	17	14	14
法第15条の2の7 停止命令	47	54	22	28	18	14	13	16	15	13
法第19条の3 改善命令	159	107	107	100	71	54	40	47	38	37
法第19条の5 措置命令	120	81	85	75	59	55	16	28	30	13
法第19条の6 措置命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### 4. 産業廃棄物広域認定等に関する状況（平成24年度実績）について

##### （1）産業廃棄物広域認定の実績について

広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理については、従来、「広域再生利用指定制度」により、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進してきたところであるが、廃棄物の適正処理をより一層促進させるため、平成15年12月に従来の広域再生利用指定制度をより強化する形で「広域認定制度」が創設された。平成24年度における広域認定対象産業廃棄物ごとの回収量及び平成24年度末において認定されている認定数は次に示すとおりである。

表4-1 産業廃棄物広域認定業者回収量（平成24年度実績）

対象産業廃棄物	回収量 (t)		認定数	
石膏ボード、石膏製品	301,410	(272,605)	2	(2)
窯業系サイディング	30,731	(31,528)	5	(5)
事務機器、情報通信機器又は情報処理機器	46,685	(47,417)	35	(35)
軽量気泡コンクリート	1,989	(1,783)	3	(3)
工業用研削砥石	553	(758)	5	(5)
鋳物砂	16,778	(21,478)	1	(1)
ロックウール	748	(554)	6	(6)
グラスウール	184	(169)	4	(4)
パーティクルボード	1,522	(3,549)	6	(5)
けい酸カルシウム板及びゾノライト系けい酸カルシウム	466	(414)	4	(4)
木毛セメント板	0	(0)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン	5,800	(5,456)	4	(4)
発泡スチロール	67	(117)	1	(1)
ポリオレフィン床材	0	(0)	3	(2)
金属樹脂複合板	63	(240)	2	(2)
木粉入樹脂製成形材	0	(0)	1	(1)
ポリエステル繊維製品（ユニホーム）	517	(333)	25	(22)
表面保護フィルム	53	(58)	1	(1)
浸漬型膜分離装置	180	(181)	2	(2)
梱包用バンド	0	(0)	1	(1)
住宅設備機器	5,413	(4,584)	5	(6)
蛍光灯	16	(46)	1	(1)
高輝度放電灯及び紫外線発光放電灯	1	(3)	1	(1)
建築部材	121,347	(109,108)	12	(12)
原動機付自転車及び自動二輪車	158	(114)	17	(17)
FRP 船	527	(323)	1	(1)
小形充電式電池	1,207	(1,228)	1	(1)

密閉型鉛蓄電池、開放型鉛蓄電池、開放型アルカリ蓄電池、電源装置、ハイブリット車両用電池ユニット	10,813	(6,158)	5	(4)
陶器瓦	0	(0)	1	(1)
プラスチック製容器	694	(783)	4	(4)
吸収冷温水機、冷却塔、ファンコイルユニット、太陽熱温水器（集熱器）	159	(1,094)	2	(1)
ナイロン6製産業用ネット	0	(0)	1	(1)
透析用監視装置、透析液供給装置及び透析装置	11	(4)	1	(1)
消火器	9,939	(7,666)	1	(1)
UVランプ	1	(1)	1	(1)
マットレス	7	(23)	1	(1)
環境試験器	33	(45)	1	(1)
プレフロアーシステム	111	(233)	1	(1)
発泡プラスチック断熱材	11	(12)	2	(2)
ゴムクローラー	359	(351)	1	(1)
紙製コンクリート型枠用堰板	0	(2)	1	(1)
道路交通安全製品	32	(15)	1	(1)
仮設用照明機器等	23	(25)	1	(1)
ビニル床タイル等	0	(0)	1	(1)
電子部品製造装置	7	(8)	1	(1)
プラスチック製雨樋	7	(9)	1	(1)
農産物低温貯蔵庫	2	(5)	1	(1)
気泡緩衝材等	0	(0)	1	(1)
脱塩ビホース	0	(0)	1	(1)
木質繊維板	0	(170)	1	(1)
ボタン電池	3	(3)	1	(1)
清涼飲料水	10,915	(13,298)	1	(1)
ぱちんこ遊技機	9,516	(8,079)	1	(1)
システムキッチン	794	(1,047)	1	(1)
クリーニング用ハンガー製品	45	(36)	1	(1)
コンクリート製鉄道資材	0	(0)	1	(1)
ナトリウム・硫黄電池	71	(0)	1	(1)
繊維製品	0	(0)	1	(1)
携帯電話	135	(0)	1	(1)
ポリエチレン製の容器	1	(0)	1	(1)
コンクリート製ポール	9,206	(54)	1	(1)
フェノール樹脂積層板	326,536	(60)	1	(1)
ポリエチレンタンク及びポリエチレンコンテナ	1	(0)	1	(1)
プラスチック製店頭什器	0	(0)	1	(1)
超高圧水銀ランプ	0	(0)	1	(1)
真空ポンプ	0	(0)	1	(1)

タイルカーペット	3	(0)	1	(1)
医療・介護用品	81	(-)	1	(-)
カーテン	0	(-)	1	(-)
発煙筒	4	(-)	1	(-)
合計	915,935	(541,227)	202	(193)

注) 1. ( ) 内は、前年度の実績である。

(2) 産業廃棄物再生利用認定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、生活環境の保全上の支障がなく確実な再生利用を行うことのできる産業廃棄物について、対象産業廃棄物と再生利用の方法を環境大臣が定め、事業者の申請により認定し、処理業の許可及び施設設置の許可を不要とする「再生利用認定制度」が設けられている。平成24年度におけるこの認定制度による再生利用の実績は次のとおりである。

表4-2 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成24年度)

再生利用の内容	再生利用量 (t)	再生品数量 (t)	再生に伴い生じた 廃棄物の数量 (t)	認定 業者数
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用	50,256 (56,636)	13,570,172 (21,612,259)	0 (0)	19 (21)
廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	1,272 (990)	1,146 (894)	37 (36)	5 (5)
廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品(ゴムと鉄を原料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。)を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
廃肉骨粉(化製場から排出されるものに限る。)に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用	15,370 (13,043)	10,602,156 (11,667,878)	0 (0)	16 (16)
鉱物又は鉱物の製錬若しくは精錬を行う工程で生ずる副生成物等を原材料として使用する製鉄の用に供する施設において、金属を含む廃棄物から金属を再生品として得る	77,397 (42,866)	42,531 (25,594)	0 (0)	2 (2)
合計	144,295 (113,535)	—	37 (36)	43 (45)

注) 1. ( ) 内は、前年度の実績である。

2. 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する実績及び廃肉骨粉(化製場から排出されるものに限る。)に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用する実績については一般廃棄物の実績も含む。

## 5. 産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

[産業廃棄物行政組織等調査（平成23年度実績）による]

### (1) 最終処分場の残存容量（平成24年4月1日現在）

最終処分場の残存容量は約18,606万 $m^3$ であり、前年度から約846万 $m^3$ （約4.5%）減少した。

表5-1 最終処分場の残存容量（平成24年4月1日現在）

(単位:  $m^3$ )

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		10,679 (11,831)
安定型処分場	総数	68,685,844 (69,339,359)
管理型処分場	総数	117,366,996 (125,177,517)
	うち海面埋立	45,907,030 (41,722,231)
計		186,063,520 (194,528,706)

- 注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設である。  
 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。  
 3. ( ) は、前年度の調査結果である。

### (2) 最終処分場の残余年数（平成24年4月1日現在）

平成23年度の最終処分量及び平成24年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では14.9年であるが、首都圏では5.3年と依然として厳しい状況にある。

表5-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（平成24年4月1日現在）

区分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万 $m^3$ )	残余年数 (年)
全国	1,244 (1,426)	18,606 (19,452)	14.9 (13.6)
首都圏	332 (371)	1,762 (1,471)	5.3 (4.0)
近畿圏	176 (204)	2,603 (2,859)	14.7 (14.0)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。  
 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。  
 2. 残余年数=残存容量/最終処分量とする。(tと $m^3$ の換算比を1とする)  
 3. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

